

令和5年度に実施する入学者選抜から

公立高等学校の

入学者選抜制度の一部が変わります

神奈川県の公立高等学校では、令和6(2024)年4月に入学する人が受検する入学者選抜から、現行の制度を一部変更した制度になりますが、高等学校のすべての課程が行う共通選抜と、夜間の定時制及び通信制の課程が行う定通分割選抜により入学者選抜を実施するという全体の枠組みは変わりません。

学習指導要領改訂の趣旨等を踏まえ、入学者選抜において評価・判定に用いる資質・能力は、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力」とします。また、これまで共通の検査として実施していた面接は、特色検査の一つとして位置付け、必要な高等学校・学科等が実施します。共通選抜の実施時期には変更はありませんが、定通分割選抜の実施時期を数日間繰り下げ、共通選抜二次募集の結果が判明した後に定通分割選抜の検査を受検できるようにします。そうした変更とあわせて、定通分割選抜の二次募集は実施しないこととします。

おもな変更点

選抜の実施時期の変更

定通分割選抜の実施時期を数日間繰り下げ、共通選抜の二次募集の結果を確認してから定通分割選抜の検査を受検できるようにします。また、定通分割選抜の二次募集は実施しません。

※ 共通選抜二次募集と定通分割選抜を同時に出願し、受検できることは変わりません。

実施する検査の変更

共通選抜及び定通分割選抜において共通の検査としていた面接は、特色検査に位置付けを変更し、必要な高等学校・学科等が実施します。

※ 公表された「入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)」に基づき必要な学校・学科等が特色検査を実施します。
※ 特色検査は、実技検査、自己表現検査及び面接となります。

共通選抜の選考方法の変更

共通選抜の募集人員の90%までを選考する第1次選考は調査書の評定と実施した検査の結果により選考し、残りの人員を選考する第2次選考は実施した検査の結果と調査書の各教科の第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価により選考します。

※ 資料の取扱い比率は各高等学校が決定しますが、比率の数値の扱いはこれまでと変わりません。
※ 資料の整わない者については参考にできる資料を活用し、適切に選考します。

令和4年度の中学2年生が受検する、令和6年度入学者選抜から変更になるんだ



かなぼう

中学校学習指導要領が改訂され、すべての教科等の目標や内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理され、学校教育をとおして育成を目指す資質・能力が明確化されました。三つの柱のうちの「学びに向かう力、人間性等」には、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価を通じて見取ることができる部分と、観点別評価や評定になじまず、個人内評価を通じて見取る部分があります。このような観点別評価を通じて見取ることができる部分を「学びに向かう力」と表現することとし、入学者選抜においては、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力」を評価・判定に用いることとしました。また、入学者選抜の枠組みは維持しながらも、定通分割選抜の実施時期を数日間繰り下げることにあわせ、定通分割選抜二次募集を行わないことにより選抜の実施期間を短縮し、中学生の皆さんの受検機会の確保に努めつつ、中学校教育、高等学校教育のいずれに対する影響も小さくします。

令和6年度以降の神奈川県公立高等学校入学者選抜制度の概要

	全日制	定時制	通信制
共通選抜の機会	募集 募集人員は募集定員の100%とします。	募集人員は募集定員の80%とします。 ※ 夜間以外の定時制は募集定員の100%とします。	
	志願 ひとつの課程・学科・コース等に志願します。志願変更ができます。志願には願書等を提出します。		
	検査 【共通の検査】(*1)(☆) 学力検査(原則5教科) ※ 特色検査を実施する場合は3教科にまで減じる場合があります。	【共通の検査】(☆) 学力検査(原則3教科) ※ 理科・社会を実施する場合があります。	【共通の検査】 作文
	特色検査(実技検査・自己表現検査・面接)を実施する場合があります。		
	選考 【第1次選考】募集人員の90%まで、調査書の評定(2・3年)(*2)と実施した検査の結果を基に、定められた数値算出の方法(※)で選考します。 【第2次選考】実施した検査の結果と調査書の各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を基に、定められた数値算出の方法(※)で選考します。(*3)		調査書と実施した検査の結果を基に総合的に選考します。

☆ 共通の検査の学力検査(外国語(英語))においては、全日制・定時制ともにリスニングテストを実施します。

特別な設置趣旨の学校について

*1 クリエイティブスクール(県立田奈高等学校、県立釜利谷高等学校、県立横須賀南高等学校の普通科、県立大井高等学校、県立大和東高等学校)は、学力検査を行いません。

*2 クリエイティブスクールは、調査書の評定は使わず、観点別学習状況の評価を活用します。
フロンティアスクール(県立横浜明朋高等学校及び県立相模陽陽館高等学校)でも、調査書の評定は使わず、必要に応じて観点別学習状況の評価を活用し総合的に選考します。

*3 県立横浜国際高等学校では選考方法が異なります。国際科(国際バカロレアコースを除く。)及び国際科国際バカロレアコースそれぞれの選考方法について、当該年度の選考基準を確認してください。

定分割選抜の機会

募集	共通選抜の募集人員を差し引いた人員を募集します。(共通選抜の募集人員を満たしていない人員も加えます。)
志願	ひとつの課程・学科に志願します。志願変更ができます。志願には願書等を提出します。
検査	【共通の検査】 学力検査(原則3教科)
	【共通の検査】 作文
	特色検査(実技検査・自己表現検査・面接)を実施する場合があります。
選考	調査書の評定(2・3年)と実施した検査の結果を基に、定められた数値算出の方法により選考します。
	調査書と実施した検査の結果を基に総合的に選考します。

【共通選抜の二次募集】

欠員がある場合、必要に応じて実施します。
学力検査(3教科)を実施し、特色検査のうち面接を実施する場合があります。
調査書と実施した検査の結果を基に総合的に選考します。

※ 数値算出の方法

【第1次選考】

第1次選考では、調査書の評定(A)を100点満点に換算した(a)と、学力検査の得点(B)を100点満点に換算した(b)を基に、各学校で定めた比率(f, g)に基づき合計数値を算出します。((f, g)は、それぞれ2以上の整数とし、f+g=10を満たすよう設定されます。)

$$S_1 = (a \times f) + (b \times g)$$

特色検査を実施した場合は、その結果(D)を100点満点に換算した(d)を基に、各学校で定めた比率(i)を乗じた数値を加えます。(iは1以上5以下の整数とします。)

$$S_1 = (a \times f) + (b \times g) + (d \times i)$$

【第2次選考】

第2次選考では、学力検査の得点(B)を100点満点に換算した(b)と、調査書の各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価について、評価Aは3、評価Bは2、評価Cは1に換算し、その合計値(C)を100点満点に換算した(c)を基に、各学校で定めた比率(g, h)に基づき合計数値を算出します。((g, h)は、それぞれ2以上の整数とし、g+h=10を満たすよう、改めて設定されます。)

$$S_2 = (b \times g) + (c \times h)$$

特色検査を実施した場合は、その結果(D)を100点満点に換算した(d)を基に、各学校で定めた比率(i)を乗じた数値を加えます。(iは1以上5以下の整数とします。)

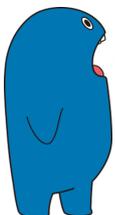
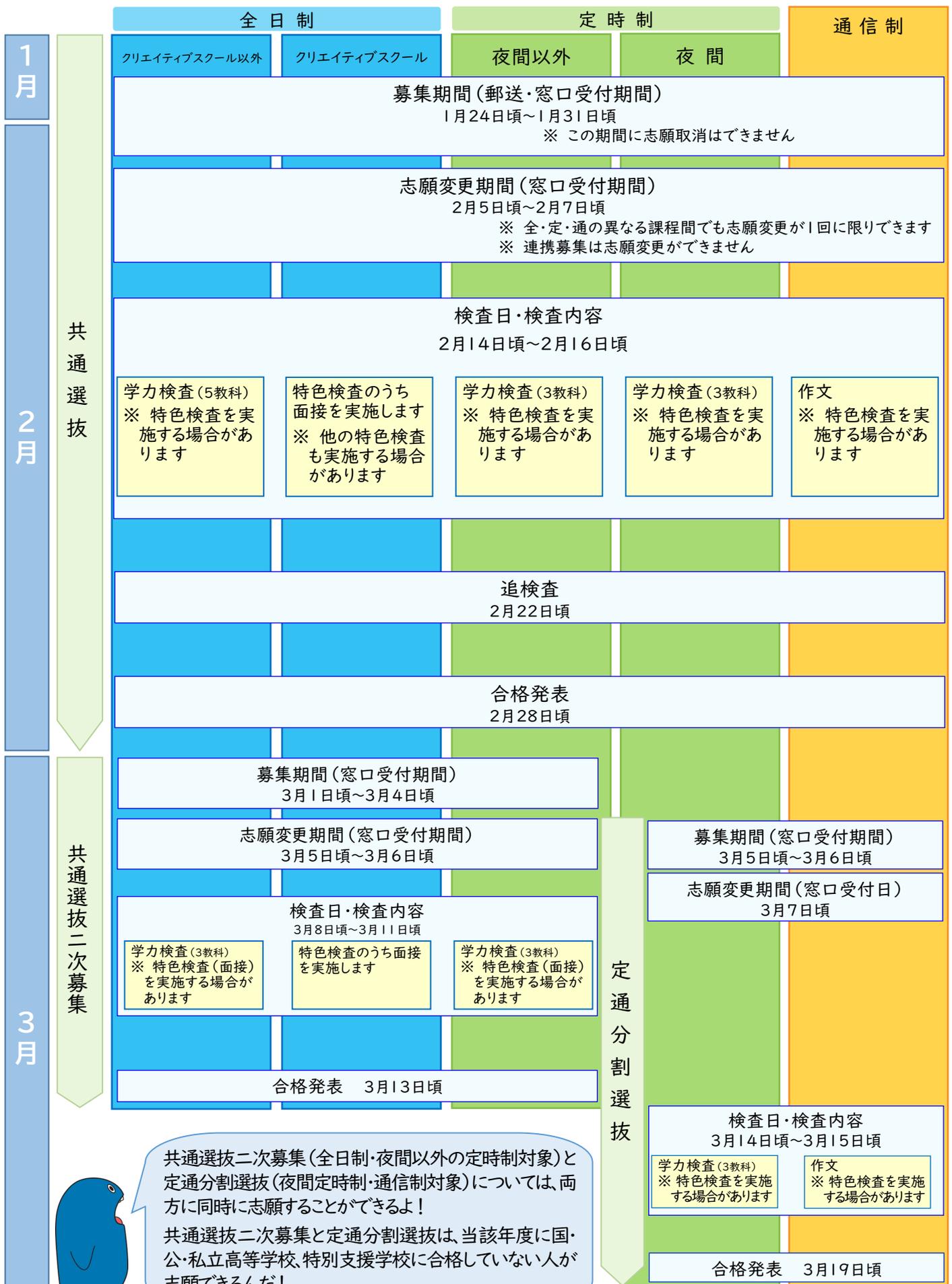
$$S_2 = (b \times g) + (c \times h) + (d \times i)$$

※ 定分割選抜においては、第1次選考と同様に、

$$S = (a \times f) + (b \times g) \quad \text{または} \quad S = (a \times f) + (b \times g) + (d \times i) \text{により算出します。}$$



令和6年度入学者選抜以降の入学者選抜のながれ



共通選抜二次募集(全日制・夜間以外の定時制対象)と定通分割選抜(夜間定時制・通信制対象)については、両方に同時に志願することができるよ!
共通選抜二次募集と定通分割選抜は、当該年度に国・公・私立高等学校、特別支援学校に合格していない人が志願できるんだ!

※ 実施日等は令和5年度の日付で目安です。

Q & A

なぜ面接は共通の検査から特色検査に変わったのですか

学習指導要領が改訂され、中学校では令和3年度から全面実施となりました。改訂された学習指導要領では、すべての教科等の目標や内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理されました。このような学習指導要領改訂の趣旨等を踏まえ、公立高等学校入学者選抜において評価・判定に用いる資質・能力について、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力」に整理しました。

「学びに向かう力」については、「主体的に学習に取り組む態度」により評価することが適当と考えられること、また、各高等学校が令和4年度から策定、実施するスクール・ポリシーのうちの「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき、選抜に必要な学校・学科等において、面接を実施することができるようにすることが望ましいことから、必要な学校が実施する特色検査に面接を位置付けることとしました。

定通分割選抜二次募集がなくなりますが受検機会はどうなりますか

定通分割選抜二次募集はなくなりますが、定通分割選抜の実施時期を数日間繰り下げるにより、共通選抜二次募集の可否結果が分かってから定通分割選抜の検査を受検できるようにします。これまでは、共通選抜二次募集の検査の翌日に定通分割選抜の検査を受検する日程となっていたものが、今後は共通選抜二次募集の可否結果を踏まえ、定通分割選抜の検査を受検を判断することが可能となります。なお、定通分割選抜の志願先が第一希望の場合は定通分割選抜の可否結果が分かってから共通選抜二次募集の志願先を辞退できることについては変更はありません。これまでに比べ、受検生の皆さんが進路を考える時間を確保できるようになります。

共通選抜の第1次選考と第2次選考の違いはどのようなものですか

第1次選考は募集人員の90%までを選考するもので、第2次選考は募集人員までの残りの人員を選考します。第1次選考と第2次選考は、異なる資料により選考しています。各選考においては、資料の整わない者に配慮した選考も行います。

第1次選考では、調査書の評価(2・3年)と学力検査や特色検査の結果を基に、定められた数値算出の方法により選考します。第2次選考では、学力検査や特色検査の結果と調査書の各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を基に、定められた数値算出の方法により選考します。なお、資料の整わない者は参考にできる資料を活用し、適切に選考します。

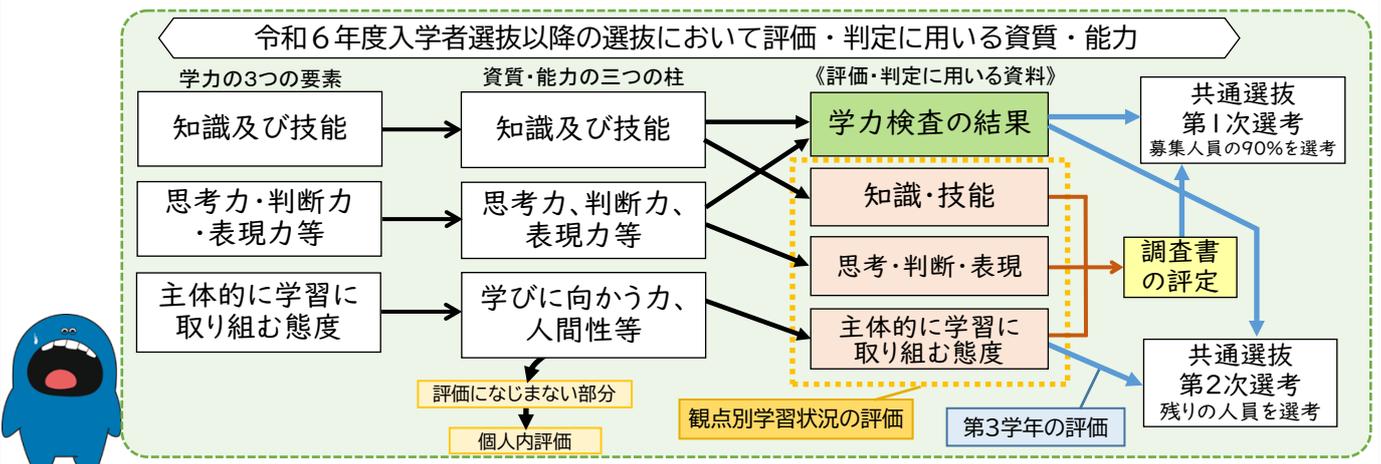


< 選考の割合と選考方法 >

新しい入学者選抜制度で評価・判定に用いる資質・能力はどのようなものですか

改訂された学習指導要領において、すべての教科等の目標や内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、公立高等学校入学者選抜においては、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力」の資質・能力により評価・判定することとします。

これらの資質・能力については、中学校における日頃の学習活動の中で「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の観点別学習状況の評価により評価されており、その評価が各教科の評定にバランスよく総括されています。また、共通の検査として実施する学力検査は、「知識及び技能」と「思考力・判断力・表現力等」の資質・能力を測りとするものとして作成していきます。資質・能力や選抜において評価・判定に用いる資料等についての関係は次のようになります。



特別募集はどうなりますか

海外帰国生徒特別募集、在県外国人等特別募集、インクルーシブ教育実践推進校特別募集については、現行の選抜制度に準じて実施します。また、中途退学者募集についても現行の選抜制度に準じて実施します。

受検にあたって特別な事情がある受検者への配慮についてはどうなりますか

日本語を母語としない人や障がい等により通常の受検が困難な人は、受検方法について申請することができます。また、病気など特別な理由で中学校を長期間欠席した人は、選抜方法の取扱いについて申請することができます。いずれの場合も、申請できる内容や申請するための条件があります。中学校の先生等とよく相談して、申請内容について確認してください。

<リーフレットの内容に関するお問合せ>

神奈川県教育委員会 教育局指導部 高校教育課 高校教育企画室 高校教育企画グループ 電話:(045)210-8254